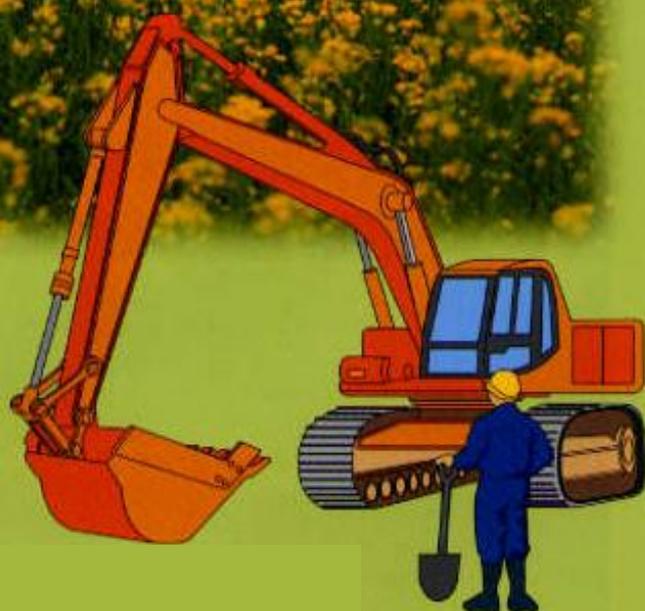


土砂等の適正処理について



千葉市
環境局資源循環部
産業廃棄物指導課

「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」

土壌汚染防止と災害の発生の未然防止を図る目的で「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を平成 10 年 1 月 1 日から施行してまいりましたが、この目的をよりの確に達成し、埋立て等により生活環境保全上の支障が生ずることを未然に防止するため、この条例の一部を改正し、平成 22 年 10 月 1 日に施行しました。

この条例は、千葉市における土地の埋立て等について使用する土砂等の土質や盛土の構造を規制することにより、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、市民の皆様の生活環境を保全することを目的としています。



こんな時は許可又は届出が必要です！

次のような時は、許可が必要です。ただし、都市計画法等の他法令の許認可等を受けて行う土砂等の埋立て等の事業（崩落等の災害の発生の防止が図られているとして規則で定めるものに限る。）は届出となります。

- 1 土砂等の埋立て、盛土、一時たい積を行う面積（特定事業区域）が300㎡以上となる時。^(※)
- 2 この許可を受けたもの又は届出をしたものについて、面積等の変更を行うとき。
- 3 この許可を受けたもの又は届出をしたものについて、事業の譲受を行うとき。

※ 特定事業区域とは、当該事業の区域外からの搬入土と区域内からの発生土による土砂等の埋立て等を行う区域をいいます。ただし、届出対象事業の場合は、当該事業の区域内からの発生土による土砂等の埋立て等を行う区域を除きます。

※ 隣接して同一事業者（請負契約等により施工する者も事業者を含む。）による埋立て等が行われる場合には、両方の区域の面積を合算します。

土砂等

工事などによって生じた土砂及び山砂、川砂、海砂等。



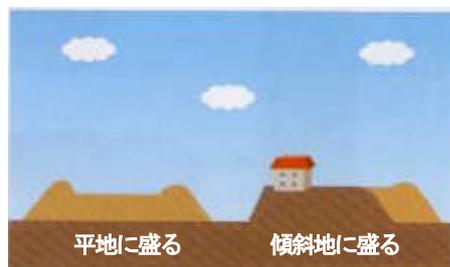
埋立て

土砂等を搬入し、くぼ地等を平らにする行為。



盛土

土砂等を搬入し、盛り上げてのり面ができる行為。



一時たい積

土砂等を搬入し、一時的に積み上げて場外へ搬出する行為。



土砂の安全基準について

土砂等で埋立てなどを行う場合は、安全基準を守り、土質分析検査が必要となります。

◎搬入する土砂の分析検査が必要です。(安全基準に適合していること。)

◎面積が 3,000 m²以上の事業にあっては、事前に事業用地の表土の分析検査が必要です。
(安全基準に適合していること。)

※分析検査は、計量法に定める環境計量士が発行するものに限ります。

■安全基準（土質分析検査項目）

	項 目	単 位	基準値(以下)	測定方法
1	カドミウム	mg/l	0.003	項目ごとに「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」別表の測定方法の欄に掲げる方法により測定すること。
2	全シアン	mg/l	不検出	
3	有機燐（りん）	mg/l	不検出	
4	鉛	mg/l	0.01	
5	六価クロム	mg/l	0.05	
6	砒（ひ）素	mg/l	0.01	
7	総水銀	mg/l	0.0005	
8	アルキル水銀	mg/l	不検出	
9	PCB	mg/l	不検出	
10	ジクロロメタン	mg/l	0.02	
11	四塩化炭素	mg/l	0.002	
12	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l	0.002	
13	1, 2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	
14	1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1	
15	1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	1	
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	
18	トリクロロエチレン	mg/l	0.01	
19	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	
20	1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002	
21	チウラム	mg/l	0.006	
22	シマジン	mg/l	0.003	
23	チオベンカルブ	mg/l	0.02	
24	ベンゼン	mg/l	0.01	
25	セレン	mg/l	0.01	
26	ふっ素	mg/l	0.8	
27	ほう素	mg/l	1	
28	1, 4-ジオキサン	mg/l	0.05	
29	農地用 砒（ひ）素	mg/kg	15	
	(田に限る) 銅	mg/kg	125	

安易な土地提供はやめましょう！

土地所有者の方へ・・・

「ただで田畑や山林を埋め立てて、耕作しやすくしてやる！」と言われて、安易に土地を提供したため、産業廃棄物等が混入した土砂で埋立てられ、耕作できなくなったというケースがあります。

土地所有者にもこのような責務があります。

- ① 事業の内容を確認してから、同意しましょう。
- ② 事業が行われている間は、定期的な状況把握が必要です。
- ③ 土壌の汚染、災害の発生の恐れがある時は、事業施工者に対して中止を求めるなどの措置が必要です。又、関係機関への通報も必要です。
- ④ 安全基準に不適合な土砂等が使用されている場合は、市長から土地所有者への措置命令がなされます。
- ⑤ 事業に使用された土砂等による災害の発生の恐れがある場合は、市長から土地所有者への措置命令がなされます。

土地の使用状況を常に把握しましょう。

少しでも問題が生じたら、必要な対策を取りましょう。



大切な土地を生かすのも殺すのもあなた次第です



違反行為は重罪です

土砂等で埋立てなどを行う事業者の方へ

◎産業廃棄物及び有害物質が混入した土砂等は絶対に搬入してはいけません。

◎無許可・無届けでの埋立てなどはいけません。

- ・無許可の場合は1年以下の**懲役**又は、100万円以下の**罰金**です。
- ・無届けの場合は50万円以下の**罰金**です

無許可はダメ



事業者にはこのような責務があります。

- 1 許可を受けるには、土地所有者等から事業の同意を得なければなりません。
- 2 請負契約等により施工する者も事業者に含まれます。
(事業者と同様の責務があり、措置命令や罰則等の対象にもなります。)
- 3 措置命令を受けていて必要な措置が完了していないと、事業が行えません。
- 4 許可を受けた事業者は、自己の名義をもって第三者に当該許可に係る事業を行わせることはできません。
- 5 無許可・無届けで事業を行った場合や措置命令に違反した場合等は、その者の住所、氏名、違反内容等を公表する場合があります。

土砂等の発生元の事業者・運搬を行う事業者の方へ

- 安全基準を超えた土砂は埋め立てられません！
- 適正事業者へ発注しましょう。
- 発生した土砂等を適性に処理するには、次の書類が必要です。

◎土砂の土質分析検査結果証明書

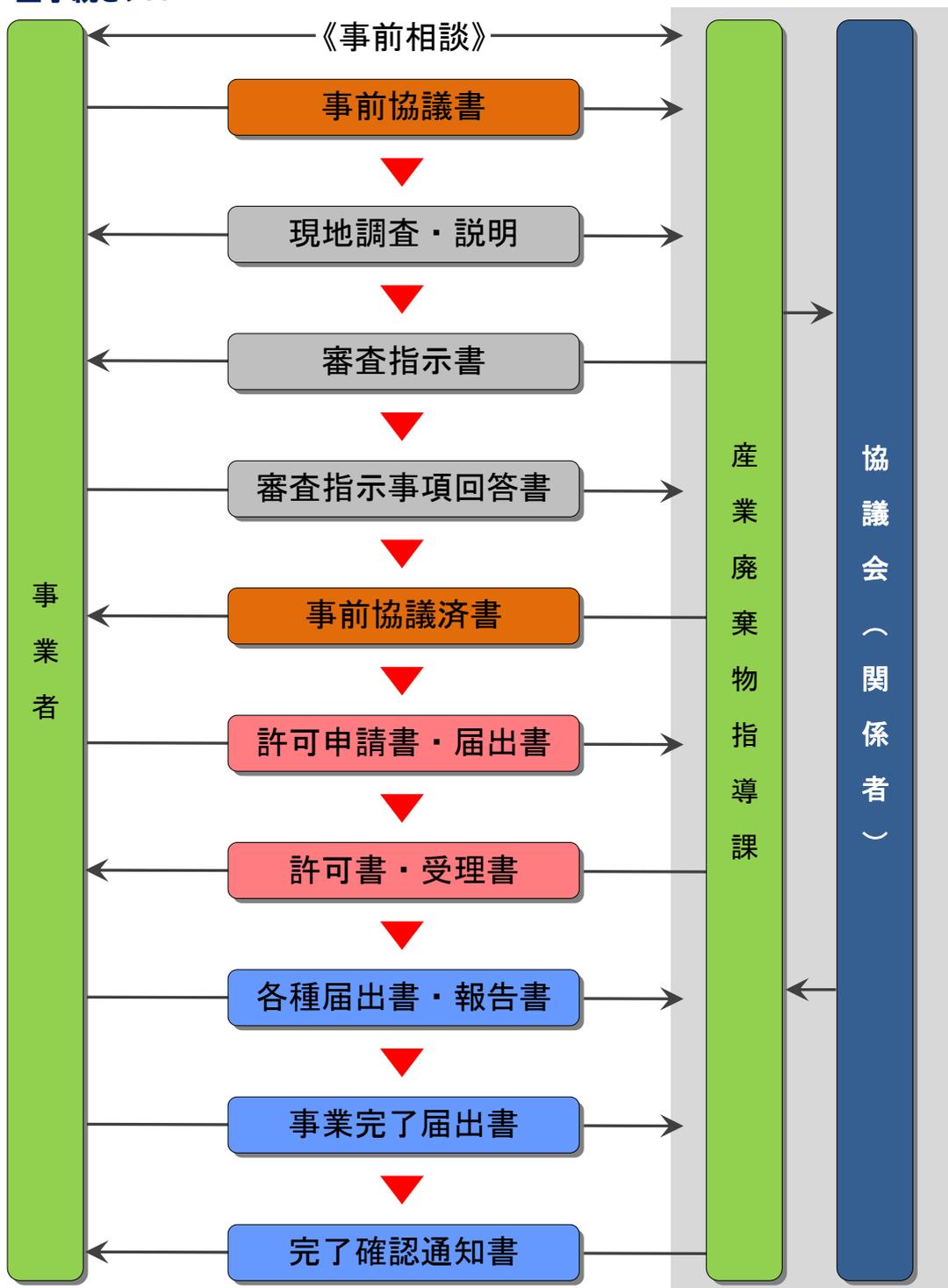
◎土砂の発生元証明書



土砂等の埋立て等に係る手続きについて

土砂等で埋立てなどを行う場合は、以下の手順により書類を提出し、審査を受けなければなりません。

■手続きフロー



とにかくご相談を・・・

これから土地の埋立て等をしようと考えている人は、必ず事前に相談をお願いします。

農地の場合は、千葉市農業委員会にも相談して下さい。

☎ 043-245-5768

林地の場合は、千葉市農政センターにも相談してください。

☎ 043-228-6275

宅地の場合は、千葉市宅地課にも相談してください。

☎ 043-245-5315



千葉市環境局資源循環部

産業廃棄物指導課 残土指導班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 2-1

千葉中央コミュニティセンター2階 TEL. 043-245-5685

ホームページ(千葉市産業廃棄物指導課 各関連情報)

<土砂等の埋立て等に関する情報>をご覧ください。

<http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/zandoshidou1.html>